脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.55

**自立生活研究所（スエーデン）**

**Written Submission on the Draft Guidelines on Deinstitutionalisation, including in Emergencies**

**Feedback and comments from the** **Independent Living Institute, Sweden**

**29 June 2022**

**緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン草案への意見提出**

**自立生活研究所（スウェーデン）からのフィードバックとコメント**

2022年6月29日

**第2部：施設収容を終了させる義務**

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| **パラグラフ８**より大きな施設に取って代わるために、より小さな施設を建設すべきではない、ということをより強調すべきである。 |

**第3部：脱施設化プロセスの鍵となる要素の理解と実施**

* 脱施設化プロセス
* 選択の権利と意志・選好の尊重
* 地域に根ざした支援
* 資金と資源の配分
* 利用しやすい住宅へのアクセス

- 脱施設化プロセスにおける障害者を代表する組織を通じた障害者の関与

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 16. 多くの国では、施設を組織し運営しているのは教会である。慈善事業モデルは、いまだに感謝され、教会は対立すべきものではないとみなされている。非国家主体に宗教団体を加えることはできないだろうか。宗教団体は国家である場合とそうでない場合があり、特別な地位を持っているように思われるからだ。17. 選択肢とコントロールを取り戻すには、個人自身の積極的なエンパワーメントが必要である。これは言及されるべきではないか？25. 必要なすべての障害者はパーソナルアシスタンスを利用すべきであるが、すべての障害者ではない。(必要な、を加える) |

**第4部：本人中心のそれぞれに応じたアプローチに基づく脱施設化**

* 交差性
* 障害のある女性と少女
* 障害のある子ども

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 39. 「障害者が親としてスティグマを受け、養子受け入れを希望する際に差別され、その資格があるとみなされないこと」を追加することができる。48. 子どもは自殺幇助をほとんど選択できないが、親は子どもに必要な支援を受けられない場合に、選択できる。(フランス、カナダと脳性麻痺の子どもの事例）。 |

**第5部：法的・政策的枠組みの整備**

* 適切な法的環境を創る

o 法的能力の権利

o 司法にアクセスする権利

o 身体の自由と安全の権利

o 平等と非差別の権利

* 法的枠組みと資源
* o 法律

o 施設と施設で暮らす人の状況

o 地域に根ざしたサービス

o 支援システムの新しい要素の特定

o 労働力（人材）の分析

* 脱施設化戦略と行動計画

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 54. ここでは、苦情を処理するために、人々は***法律扶助***を受けるべきであることを追加すべきである。 |

**第6部 包括的なコミュニティ支援サービス、システム、ネットワーク**

* 支援システム／ネットワーク
* 支援サービス
* 個別な支援サービス
* 支援機器
* 所得支援

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
|  |

**パート7：他の人と平等な、メインストリームサービスへのアクセス**

* 施設を出る準備
* 地域社会での自立した生活

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 88. 利用しやすい交通機関へのアクセスを含める |

**第8部 危機的状況や紛争を含む人道的緊急事態における緊急脱施設化計画の制定**

* 救済、賠償、補償
* 分類されたデータ
* 脱施設化プロセスの監視
* 国際協力

|  |
| --- |
| **意見と修正案** |
| 117. 強制不妊手術に対する正式な謝罪を含める。130. 資金援助を受けるための、平等を基本とした団体 |

連絡先

氏名 ジェイミー・ボーリング

団体名 自立生活研究所

連絡先Eメール：jamie.bolling@independentliving.org

（翻訳：佐藤久夫、尾上裕介）